

米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に基づく「本人確認」ご協力のお願い  
(法人のお客さま)

米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」が、平成26年7月1日より施行されることに伴い、当行では一定の場合に、従来の我が国の犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項の確認(法人・ご来店者さまの確認事項)に加え、FATCAに基づく本人確認手続を実施することになりました。

FATCAは、米国人による海外(米国から見た外国)の金融口座を利用した資産隠しや租税回避を阻止することを目的としており、米国外の金融機関に対し、顧客がFATCA上の米国人やFATCAに準拠しない金融機関に該当するか否かを特定させたうえ、年次報告等を求める法律です。

平成26年7月1日以降に法人のお客さまが新規口座を開設される場合、当行では、米国税法上の米国居住者かどうかの確認をいたします。  
また、FATCAで定められている事業体のステータスの確認をするために、通常ご提出いただいている本人確認書類の他に、IRS(米国内国歳入庁)への報告に必要な書類の提出をお客さまにお願いすることがあります。

FATCAに基づく本人確認手続につきまして、お客さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

法人の口座開設につきましてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。  
コーポレートコールセンター(法人預金専用) フリーダイヤル 0120-511-025  
電話受付時間 : 平日 9:00~17:00